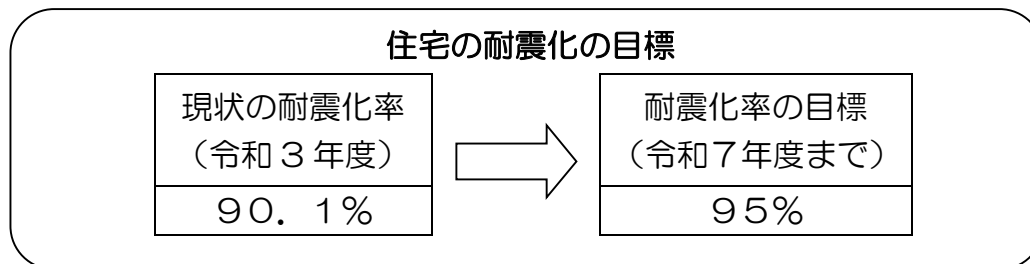


令和6年度

木造戸建て住宅の性能向上改修工事等補助金について

春日市では、建築物の耐震診断や改修を、総合的かつ計画的に促進することを目的として、「春日市耐震改修促進計画」を策定しています。



安全・安心なまちづくりと、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化への取り組み強化のため、木造戸建て住宅の性能向上改修工事等の費用を、一部補助します。

補助金の額

- ・性能向上改修工事費用の25%
(上限額：耐震改修工事分30万円、省エネルギー改修工事分15万円)
- ・建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事費用の23% (上限 30万円)

募集件数

性能向上改修工事・建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事
あわせて10件程度 (先着順)

申し込み期限

令和6年度の申請期限 令和6年11月15日(金)
(実績報告の提出締切日 令和7年2月7日(金))

注意

申請は、工事着工(契約)前のみ可能です。申請の時点で、すでに着工しているものや、工事が完了しているものについては、補助の対象になりません。

まずは、耐震診断

補助対象になる性能向上改修工事等とは、「耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計」です。

耐震診断については、以下の機関等で受けることができますのでご相談下さい。

- 住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局
生涯あんしん住宅(春日市原町3-1-7クローバープラザ敷地内)
電話：092-582-8061
- 一般財団法人福岡県建築住宅センター 企画情報部
電話：092-781-5169

補助対象住宅（以下のすべてに該当）

- ① 春日市内に存する2階建て以下の木造戸建て住宅であること。
 - ② 昭和56年5月31日以前に建築または工事着手したものであること。
 - ③ この補助金の交付を、過去に受けていないこと。
 - ④ 現に居住者がいる、または工事後に居住する予定の者がいること。
 - ⑤ 性能向上改修工事等により、法令の規定に違反することとなるものでないこと。
- ※ 建替え等に伴う補助対象住宅の除却工事については、申請時点で居住していること、及び除却後は地震に対する安全性が確保された住宅等へ住替等を行うこと。

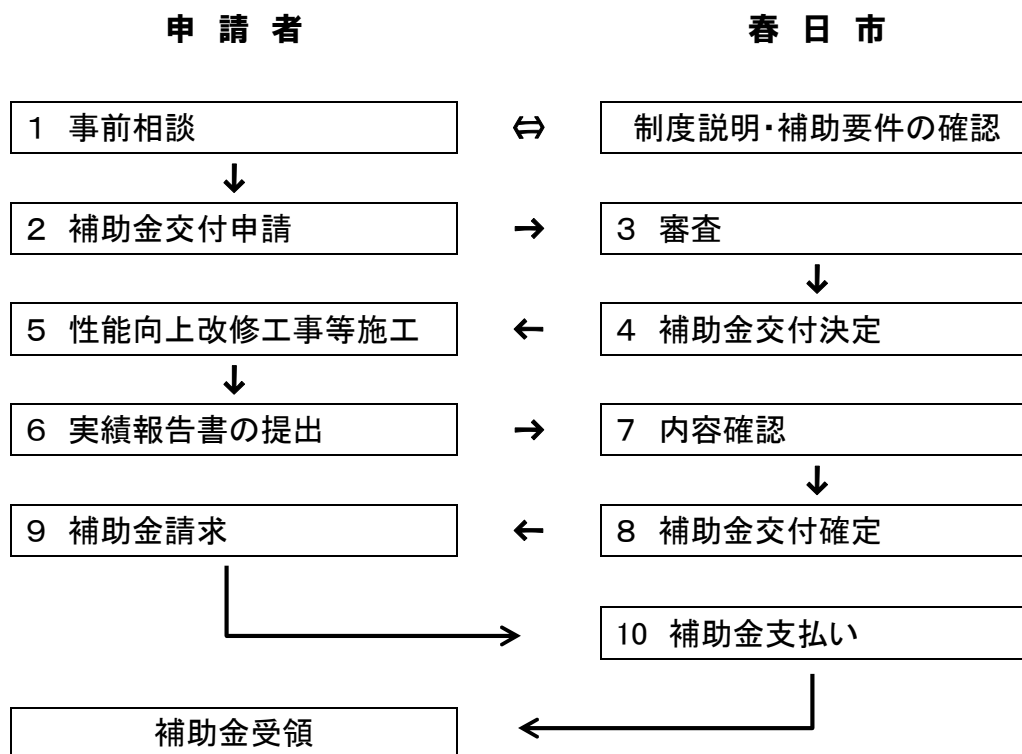
補助対象者（以下のすべてに該当）

- ① この補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ② 本市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団関係者でないこと。

事前相談にお越しく下さい

性能向上改修工事等を検討される方は、事前相談にお越しく下さい。耐震診断や工期、対象要件等についてご説明します。

申請から補助金の受け取りまで



申請書様式は、春日市ウェブサイトからどうぞ

トップページ > くらし・手続き > 生活・インフラ > 住宅 >
木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付制度（ページ番号 1001327）

《問い合わせ先》 春日市 都市整備部 都市計画課 計画担当
〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5
TEL 092(584)1111 (代表)
FAX 092(584)1143